

令和3年度 通学バス乗車規則

福岡県立川崎特別支援学校

1 目的

本校の通学バスは、児童生徒が学校教育を受けるため、福岡県立川崎特別支援学校とバス会社との契約に基づき、単独で通学が困難な児童生徒の通学保障を図るものである。

2 運行路線

- (1) 4路線を設ける。運行経路、運行時刻は別に示す。
- (2) 利用者の人数や児童生徒の個々の実態を考慮し運行計画を作成する。
- (3) 通学バスのバス停は、学校が定めたバス停とする。
- (4) 児童生徒の転入・転出や工事などの交通の状況により、年度途中で経路や時刻を変更することがある。

3 添乗員・運行補助員

通学バスには、車中における児童生徒の介助及び指導と乗降時の安全確保のため、添乗員及び運行補助員が各1名乗車する。児童生徒の指導上、必要に応じて教員が乗車する場合もある。

4 利用の条件

- (1) バス運行中は、原則として児童生徒が単独で乗車できること。
- (2) 自宅からバス停までは、原則として保護者の付き添い及び送迎ができること。
- (3) 単独で乗降が困難な場合は、保護者が乗り降りさせること。
- (4) 自主通学については、学校と十分に協議し、保護者の責任のもと家庭からバス停までの安全対策を十分に行うこと。
- (5) 車内での安全確保のための専用椅子が必要な場合は、学校と協議の上で、保護者が準備すること。

5 利用の手続き

- (1) 利用希望者は、通学バス利用申込書を記入の上、学校に提出すること。
- (2) 通学バスの乗車について、利用の条件(1)～(5)が困難である場合は、かかりつけの医師等に十分相談した上で、学校と協議する。
- (3) やむを得ず、利用の取り消しや乗降するバス停の変更を希望する場合は、その旨を学校(学級担任)に連絡し、乗降するバス停の変更については、通学バス利用変更願いを提出すること。

6 欠席等の連絡

- (1) 病気、家庭の都合等により乗車しない場合は、必ず事前(前日まで)に学校(学級担任)及び添乗員に連絡すること。
- (2) 当日の朝、乗車しない場合は、次の方法で適切に対処すること。
 - 保護者がバス停に行き、添乗員に連絡する。
 - 添乗員の携帯電話へ7時30分以降に連絡する。※欠席する場合は、学校(学級担任)にも連絡すること。
- (3) 乗り遅れや事故など、非常時は、添乗員へ連絡するとともに、遅刻や欠席等の連絡を学校へすること。

7 運行中の傷病者発生について

運行中に、急な病気や事故が発生した場合は、まず添乗員が学校に連絡をし、学校が状況を判断し対処する。家庭への連絡は学校から行う。

8 運行上の事故や災害時における対処について

気象状況や交通事情によってバスの到着時刻が遅れることがある。定刻を 20 分過ぎてもバスが来ない場合は、学校に問い合わせること。

なお、前日から台風、大雨や大雪の恐れがある場合は、学校が判断し、担任より各家庭に休校等の連絡を行う。また、当日の早朝に緊急に連絡する場合もある。

9 その他の留意事項

- (1) 自宅を出る前に、必ずトイレを済ませておくこと。
- (2) バス停には、バス発車予定時刻の 5 分前には待機しておくこと。
- (3) 学校が決めたバス停以外での乗り降りは、危険防止のため認められない。
- (4) バス内での飲食はできない。持参したお茶のみとする。
- (5) バス停に待機していない場合、発車予定時刻になるとバスは発車するので注意すること。
- (6) 所定のバス停に保護者の迎えがない場合は、そのまま乗車をさせるので、原則、保護者は、担任と連絡をとり学校まで迎えに来ること。
- (7) 急遽、迎えの人が変わる場合は、事前に添乗員に連絡をすること。
連絡がなければ、児童生徒の安全のため引き渡すことはできない。
- (8) バス乗車時については、バスを利用するという学習の場でもあり、添乗員の業務が円滑に行えるように、通学カバン等を（原則として）本人に身につけさせて乗車をさせること。
- (9) 保護者の迎えで急に下校する場合など、下校時にバスに乗車しない時は、14時30分までに学校に連絡すること。
- (10) 原則として保護者の通学バスへの乗車は認められない。

※ この規則は令和3年4月1日より適用する。

なお、この規則はバス会社と福岡県立川崎特別支援学校との現行の契約に基づいて作成している。今後も児童生徒がより安全に通学できるよう、児童生徒の実態や通学状況に応じて乗車規則及び、バス運行時刻や経路等の変更や改善をする。